

最高裁昭和五八年（行ツ）第一五号、六一・七・一五判決

判 決

上告人 日本鋼管株式会社

被上告人 神奈川県地方労働委員会

右参加人 全日本造船機械労働組合

右参加人 全日本造船機械労働組合日本鋼管分会

右当事者間の東京高等裁判所昭和五七年(行コ)第一号不当労働行為救済命令一部取消請求事件について、同裁判所が昭和五七年一〇月七日言い渡した判決に対し、上告人から全部破棄を求める旨の上告の申立があった。よって、当裁判所は次のとおり判決する。

(主文)

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

(理由)

上告代理人 Y1、同 Y2、同 Y3、同 Y4 の上告理由について

本件救済命令が適法であるとした原審の判断は、原審の確定した事実関係のもとにおいて、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。論旨は、いずれも採用することができない。

よって、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷